

公益社団法人福岡中部法人会 税の相談実施要領

(目的)

第1条 この要領は、公益社団法人福岡中部法人会(以下、「本会」という。)の会員たる法人に勤務する役員及び職員(以下、「相談者」という。)に対する税に係る個別相談(以下、「税の相談」という。)の、具体的な実施方法を定めるものである。

(法令等の遵守)

第2条 税の相談は、税理士法等の法令に違反することのないよう、九州北部税理士会(以下、「税理士会」という。)が定める「特設の会場で行う税務相談等の実施に関する実施要綱」の規定に準拠して、適切に実施されなければならない。

(名称)

第3条 税の相談の名称は、「福岡中部法人会・税の相談日」とする。

(開催日時)

第4条 開催日は、原則として毎月第1、第3水曜日とし、その日が休日の場合は翌日とする。ただし、毎年1月の第1月曜日及び所得税の確定申告期間中は開催しない。

2 時間は、午前10時から12時までとする。

(担当税理士)

第6条 税の相談に当たる披相談者は、税理士会福岡支部長が委嘱した税理士(以下「担当税理士」という。)に限るものとする。

(実施方法等)

第5条 会場は本会の会議室とし、原則として面接により行うものとする。

なお、担当税理士は、裁決事例等を引用して説明するのが適当と判断した場合は、後日、資料等を添えて文書で回答することができる。

(相談対象案件)

第7条 税の相談の内容は、原則として相談者の個人的な税の問題に限るものとし、申告書等税務書類の作成は除くものとする。

2 会員企業自体にかかる相談については、原則として対象から除くこととするが、会員企業の顧問税理士の業務に支障を与えない範囲であれば相談に応じることができる。

3 担当税理士は、特別の調査研究等が必要と判断した相談については、理由を告げて相談を断ることができる。

なお、この場合、相談に応じる公的機関の窓口、又は、有料による相談を受諾する税理士等を教示するなど、他の必要な助言を与えなければならない。

(相談記録)

第8条 相談の記録等は担当税理士の責任において行うこととし、本会が関与してはならない。

(報酬)

第9条 相談料は無料とする。

2 担当税理士に対する報酬は本会が負担し、1日当たり15,000円(消費税込み。)として月ごとにまとめ、源泉徴収の上、口座振り込みにより支払う。

(相談申込み方法)

第10条 税の相談を希望する場合は、希望する日の前々週の金曜日(その日が休日の場合はその前日)の午前中までに、相談の税目のほか内容を簡潔に記載した文書(ファックスも可)により本会事務局へ申し込まなければならない。

(人員の制限)

第11条 1日当たりの相談者の数は4～5名以内とする。

なお、4～5名を超える申込みがあった場合は原則として先着順に5名までとし、超える者については次回の開催日の申込みとみなす。

- 2 前条の申込みがあった場合、事務局は、申込者へその諾否及び予定の時刻を連絡しなければならない。

(休止の措置)

第12条 第10条の申込みがなかった場合には、担当税理士へ速やかに連絡の上、当該日の開催を中止することができる。

(責任)

第13条 税の相談の結果、相談者が財産上の損害を被った場合の責任は次のとおりとする。

(1) 本会並びに税理士会及び同福岡支部は、一切の責めを負わない。

(2) 担当税理士は、重大な過失が明らかである場合に限り、自らが加入している「税理士職業賠償責任保険」の範囲において損害賠償の責めを負う。

(その他)

第14条 税の相談の運営に当たり疑義が生じた場合は、本会は、税理士会福岡支部及び担当税理士と協議し、また、必要に応じて税務当局の指示を仰がなければならない。

- 2 この要領は、平成15年8月6日に制定し、税の相談は、同年10月1日から実施する。

付記：平成16年12月13日一部改正（開催曜日を月曜日から水曜日へ）